

## ご利用規約

当社の商品には精密機器などのレンタルが含まれています。そのため、当社の商品をご利用になるには以下に定める規約に同意していただく必要があります。

### 第1条(規約の適用)

1. 本規約は、北川産業株式会社(以下「当社」という)が提供する携帯電話、ノートパソコンなどの精密機器およびその付属品(以下総称して「商品」という)を利用することを目的としてレンタルサービスを受ける方(以下「利用者」という)に適用されるものとします。
2. 商品を利用者にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、利用者が利用する各々の商品に適用される規約が準用されるものとします。
3. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件(以下「特約条件」)を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により利用者に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、利用者は変更後の規約に従うものとします。

### 第2条(レンタル契約の成立)

1. レンタル契約は、予め本規約に同意の上、当社への申し込み手続きをおこない、当社がそれを認めることで成立します。利用者は契約の成立をもって申込内容に同意したものとします。
2. 契約成立後の申込内容の変更が、当社が到底認められるものではなく、なおかつ当社の提示する条件を利用者が受け入れない場合、当社は契約を一方的に解除することができるものとします。
3. 利用者による契約内容の変更、解約は、利用者が商品を利用する前日までと定め、最終契約内容を絶対とします。
4. 契約の新規申込、または契約内容の変更等はFAXで行われるものとします。当社はその内容に対しFAXで返答するものとします。

### 第3条(商品のレンタル)

1. 当社が利用者にレンタルする商品の種類は、契約成立時の利用者の用途に応じて当社が選択・決定するものとします。
2. 以前に使用した利用者により商品が破損、紛失された場合、当社は次に当該商品を使用する利用者に対し、契約時に予定されていたものと異なる商品を代替とすることがあります。

### 第4条(商品の配達、配送)

1. 当社が利用者に商品を届ける場合、関西エリアにおいては滋賀県内および当社が定める配達可能エリア内に限り当社が直接配達し、その他のエリアにおいては宅配便による配送によって商品を届けるものとします。
2. 配送の場合、利用者は当社指定の配送委託会社の諸事由(天候、交通事情など)による遅延その他の予期せぬ事件に対して了承したものとします。
3. 商品の配達日は商品使用日の前夜を基本とします。但し、都合により、当日に商品を配達する場合があります。
4. 商品の配達時刻は前日にご連絡致しますが、その直前に当該商品を使用している利用者の商品返却が遅れた場合や、天候、交通渋滞などによる不可抗力が発生した場合は、必ずしも基本時刻に沿わないものとします。

### 第5条(商品の利用)

1. 利用者は商品の取扱説明書をよく読み、それに沿った使い方をするものとします。
2. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、商品の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 商品の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
  - (2) 商品の分解、解析、改造、改変等
  - (3) 商品の損壊、破棄等
  - (4) 商品の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)
  - (5) 契約外の不正使用
  - (6) 商品の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (7) 商品の日本国外への持ち出し

### 第6条(商品の返却、返送)

1. 利用者が当社に商品を返却する場合、関西エリアにおいては滋賀県内および当社が定める配達可能エリア内に限り当社が直接回収し、その他のエリアにおいては宅配便による返送によって商品を返却するものとします。但し、不慮の事由により利用者が最終契約内容の返却方法で商品を返却できない場合、当社の指定する方法に従って返却するものとします。
2. 返却において、利用者はレンタルしたすべての商品が揃っているか確認し、当社の指定がない限り、当社回収スタッフに直接返却するものとします。
3. 返送において、利用者はレンタルしたすべての商品を、衝撃などの外的被害を考慮して梱包し発送するものとします。
4. 返却、返送において、レンタル商品に一部返却忘れがあった場合、利用者は当社の指示に従って当該商品を返却するものとします。この場合、返送時にかかる送料は利用者が負担するものとします。

### 第7条(レンタル料金等)

1. 商品のレンタル料金は、当社の定める料金体系によるものとし、利用者はそれに従ってレンタル料金を支払うものとします。
2. 利用者は、通話・通信料として各プランで設定された料金を通信機器返却後に支払うものとします。

#### 第8条(支払方法等)

1. 支払は、現金、銀行振り込みのいずれかによって行われるものとします。
2. 利用者が当社に支払うべき金額を支払期日を経過しても支払わない場合には、当社は当社が定める延滞利息を含む延滞金を利用者に科す場合があります。利用者は当社の定める方法により延滞金を支払うものとします。
3. 利用者による利用台数変更の事後申告(利用後申告)は無効とし、最終契約内容に基づいて商品の返却、使用料の支払がされるものとします。
4. 銀行振り込みによる支払の場合、振り込みにかかる手数料は利用者が負担するものとします。
5. 銀行振り込みによる支払で、振り込み金額に過不足が生じた場合、当社による返金振り込みおよび利用者による追加振り込みにかかる手数料は、利用者が負担するものとします。

#### 第9条(キャンセル料等)

1. お申込み後に使用台数の変更、又はキャンセルが生じた場合は当社に必ず連絡するものとします。
2. 台数の変更については、空き台数があれば増やすことが出来ますが、減らすことは出来ないものとします。
3. キャンセルについては、以下の金額を別途申受けます。
  - ①使用日の3日以内のキャンセルに関しては、キャンセル料として、申込台数料金の100%を申受けます。
  - ②使用日の4～9日前のキャンセルに関しては、キャンセル料として、申込台数料金の50%を申受け、残金を返金するものとします。
  - ③使用日の10日以上前のキャンセルに関しては、キャンセル料は発生しないものとします。お振込み頂いた料金を返金するものとします。

#### 第10条(故障等)

1. 商品使用中に故障、紛失等が発生した場合、いかなる理由であろうとも、利用者は速やかに当社に連絡し、指示を仰ぐものとします。
2. 当社が利用者へレンタルした商品が、正常な使用状態にもかかわらず故障、破損または滅失等(以下「故障等」という)により正常に動作しなくなった場合、当社は利用者にとって最良の手段をもって当該商品を正常な商品と取り替えます。但し、商品の故障等が利用者の責めに帰すべき事由によるときは、当社にとって最良の手段をもって当該商品を正常な商品と取り替えるものとします。
3. 商品を紛失した場合、利用者は速やかに当社に連絡し、当該商品の所在地が明らかになり次第、ただちに引き取りに行き、当社に返却するものとします。
4. 通常のご使用による故障については無償で修理致します。但し、故意・過失による紛失や故障・損傷の場合には、以下の金額を別途申受けます。

|          |                  |                      |
|----------|------------------|----------------------|
| ①携帯電話    | 盗難、紛失及び全損(電話器本体) | 15,000円(税込15,750円)   |
|          | 電話器の一部損傷         | 5,000円(税込 5,250円)    |
|          | アンテナ破損           | 2,000円(税込 2,100円)    |
|          | 充電器の紛失・破損        | 4,000円(税込 4,200円)    |
|          | 電池パックの紛失・破損      | 4,000円(税込 4,200円)    |
|          | FOMAカードの紛失・損傷    | 4,000円(税込 4,200円)    |
| ②ノートパソコン | 紛失・破損・損傷         | 150,000円(税込157,500円) |
| ③データカード  | 紛失・破損・損傷         | 10,000円(税込10,500円)   |

#### 第11条(不担保特約)

1. 利用者は次の事項を承諾の上で契約するものとします。
  - (1) 携帯電話番号は貸出ごとに呼出番号を変えることなく継続的に使用されます。
  - (2) 携帯電話は無線のため傍受されるおそれがあります。
  - (3) 携帯電話は精密機器のため通常の使用下でも故障すること、また消耗品を含むため劣化することがあります。
  - (4) 携帯電話会社の地図上サービスエリア内であっても通話ができない場所があり、現地の通信事業者の都合等によって利用できない場合があります。
  - (5) 上記(1)～(4)の場合に生じた損害について当社は一切の責を負いません。また、利用者が端末等を利用できなかったことによる損害は補償致しません。

#### 第12条(本契約の解約)

1. 当社は、利用者が次の事項のいずれかに該当した場合は、通知催告せずに直ちに本契約を解約することができるものとします。この場合、当社は通信機器の回線停止処置を行うことができるものとします。
  - (1) 申込書の内容に偽りがあった場合
  - (2) 利用者の信用状態が著しく悪化した場合
  - (3) 本利用規約に違反した場合
  - (4) 通信機器の使用法並びに使用目的が公序良俗に照らして適当でないと判断される場合
2. 前項の解約があった場合は、利用者は直ちに通信機器を返却するほか、解約によって生じた一切の損害並びに債務を負担するものとします。

#### 第13条(損害賠償)

第5条2項における禁止行為、その他違法行為によって当社の権利、利益、名誉が著しく損害を被った場合、当社は利用者に対し、被った損害を請求できるものとします。

以上

